

国立大学法人東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程 平成16年4月7日 16経教規程34号</p> <p>第1条～第23条 省略</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第24条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別な事由により職員が勤務しないことが相当であるものとして次の各号に定める場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>一～十三 省略</p> <p>十四 災害復旧休暇 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 原則として連続する7日の範囲内の期間</p> <p>十五 省略</p> <p>十六 危険回避休暇 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間</p> <p>十九 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>第25条～第26条 省略</p> <p>附 則 省略</p> <p>別表 省略</p>	<p>第1条～第23条 省略(現行どおり)</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第24条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別な事由により職員が勤務しないことが相当であるものとして次の各号に定める場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>一～十三 省略(現行どおり)</p> <p>十四 災害復旧休暇 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 原則として連続する7日の範囲内の期間</p> <p>イ 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。</p> <p>ロ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。</p> <p>十五 省略(現行どおり)</p> <p>十六 危険回避休暇 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間</p> <p>十九 省略(現行どおり)</p> <p>2～4 省略(現行どおり)</p> <p>第25条～第26条 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p> <p>別表 省略(現行どおり)</p>	

附 則 (23 教規程第34号)

この規程は、平成23年7月1日から施行する。